

株式会社 都市居住評価センター

適合証明業務料金規程

第1条 この「適合証明業務料金規程」は、株式会社都市居住評価センター（以下「UHEC」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構と締結した「適合証明業務に関する協定書」（平成24年4月1日）第11条、及び別に定める「株式会社都市居住評価センター適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）第21条、第22条に基づき、UHECが実施する適合証明業務に係る料金について必要な事項を以下に定める。

第2条 適合証明業務の料金は、新築住宅【フラット35・財形住宅融資】、賃貸住宅融資、中古住宅【フラット35・財形住宅融資・リフォーム一体型・フラット35リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）】等に区分する。

第3条 適合証明業務の料金は、第2条の区分に従い、1申請につき、別に定めるフラット35・適合証明業務料金に掲げる〈別表1・2・3・4・5・6・7・8〉の通りとする。

第4条 竣工現場検査及び物件調査に際しては、地域により第3条の料金の額に、〈別表9〉「出張旅費」により計算された額を加算する。但し、UHECで確認完了検査あるいは住宅性能評価竣工検査を同時に行う場合は、この限りでない。

第5条 設計検査、竣工現場検査・適合証明業務を効率的に実施できる場合にあつては、実費を勘案し適合証明業務に関わる料金を減額することが出来る。

第6条 申請者は、適合証明業務料金を、請求書に記載された期限内にUHECの指定する銀行へ振込により納入するものとする。

第7条 適合証明書の紛失等により再交付を行う場合には、再交付料金として5,400円（税込）を、申し受ける。

第8条 収納した料金は原則として返還しない。但し、UHECの責に帰すべき事由により、適合証明業務が実施できない場合は、この限りではない。

この規程は、平成15年9月30日より施行する。

平成16年10月 1日改定
平成17年 6月 1日改定
平成17年 9月 1日改定
平成18年 6月26日改定
平成19年 4月20日改定
平成19年 5月10日改定
平成23年 4月 1日改定
平成24年 7月 1日改定
平成26年 4月 1日改定
平成27年10月13日改定
平成29年 1月13日改定

適合証明業務料金

新築住宅【フラット35・財形住宅融資】

①※ UHECで所定の等級を満たす住宅性能評価書を取得し活用する場合、又は長期優良住宅であることを証する書類の提出の場合、設計検査が省略できます。

(設計住宅性能評価書(共同住宅):省エネルギー対策等級2以上、維持管理対策等級(共用配管)原則2以上)

②「確認併用」とは、確認申請・中間検査・完了検査をUHECで行う場合のいずれかをいう。

③「住宅併用」とは、設計・建設住宅性能評価をUHECで行う場合のいずれかをいう。

④「長期併用」とは、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査をいう。

【フラット35 住戸別申請】

別表1 業務料金

M:戸数(単位:円/税込)

| 確認併用 | 住宅又は長期併用 | 1-1:フラット35・財形住宅融資 | | 1-2:フラット35S・財形住宅融資 | |
|------|----------|-------------------|---------|--------------------|---------|
| | | ①設計検査(※) | ②竣工現場検査 | ①設計検査(※) | ②竣工現場検査 |
| ○ | ○ | 58,320 | 37,800+ | 75,600 | 48,600+ |
| - | ○ | | 48,600+ | | 59,400+ |
| ○ | - | | 48,600+ | | 59,400+ |
| - | - | | 59,400+ | | 64,800+ |
| | | 断熱等性能等級審査 | | 1,080*M | |
| | | 一次エネルギー消費量等級審査 | | 2,160*M | |

(注記) ・ 一戸建て等(新築住宅)も上記「別表1」に順ずる。また、中間現場検査がある場合は中間現場検査料金は、上記「②竣工現場検査」料金の1/2、竣工現場検査料金は「②竣工現場検査」料金の1/2とする。

・ 上記以外の場合、別途見積となります。

【フラット35登録マンション】

別表2 業務料金 (1棟単位)

M:戸数(戸数Mは上限を400戸とする)(単位:円/税込)

| 戸数 | 2-1:住宅又は長期併用 | | 2-2:確認併用 | | 2-3:左記以外 | |
|-----------|--------------|-------|---------------|---------|---------------|---------|
| | ②竣工現場検査 | | ①設計検査 | ②竣工現場検査 | ①設計検査 | ②竣工現場検査 |
| 1 ~ 100 | 37,800+ | 756*M | 58,320+ 108*M | 756*M | 75,600+ 108*M | 756*M |
| 101 ~ 200 | | 540*M | | 540*M | | 540*M |
| 201 ~ 300 | | 324*M | | 324*M | | 324*M |
| 301 ~ 400 | | 216*M | | 216*M | | 216*M |

(注記) ・ 上記以外の場合、別途見積となります。

【フラット35S 登録マンション】

別表3 業務料金 (1棟単位)

M:戸数(戸数Mは上限を400戸とする)(単位:円/税込)

| 戸数 | 3-1:住宅又は長期併用 | | 3-2:確認併用 | | 3-3:左記以外 | | |
|-----------|--------------|----------------|---------------|---------|---------------|---------|--|
| | ②竣工現場検査 | | ①設計検査 | ②竣工現場検査 | ①設計検査 | ②竣工現場検査 | |
| 1 ~ 100 | 48,600+ | 756*M | 75,600+ 108*M | 756*M | 75,600+ 108*M | 756*M | |
| 101 ~ 200 | | 540*M | | 540*M | | 540*M | |
| 201 ~ 300 | | 324*M | | 324*M | | 324*M | |
| 301 ~ 400 | | 216*M | | 216*M | | 216*M | |
| | | 断熱等性能等級審査 | | 1,080*M | | | |
| | | 一次エネルギー消費量等級審査 | | 2,160*M | | | |

(注記) ・ 上記以外の場合、別途見積となります。

賃貸住宅融資等

【賃貸住宅融資等】

1. 賃貸住宅融資（省エネ住宅）
2. 賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅「サ高住」）
3. まちづくり住宅融資（賃貸住宅）

別表4 業務料金

M:戸数(単位:円/税込)

| 確認又は、 住宅併用 | 賃貸住宅融資等(1棟単位) | | | | | |
|----------------|---------------|-------|-----------|------------------|---------|------------------|
| | ①設計検査 | | | ②竣工現場検査 | | |
| | 1.省エネ住宅 | 2.サ高住 | 3.まちづくり住宅 | 1.省エネ住宅 | 2.サ高住 | 3.まちづくり住宅 |
| ○ | 75,600 | | 58,320 | 64,800 + | 864 * M | 48,600 + 864 * M |
| - | 75,600 | | | 64,800 + 864 * M | | |
| 断熱等性能等級審査 | 1,080*M | | | | | |
| 一次エネルギー消費量等級審査 | 2,160*M | | | | | |

(注記) ・ 上記以外の場合、別途見積となります。

中古住宅【フラット35・財形住宅融資・リフォーム一体型】

- ① 「活用」とは、新築時にUHECで交付された適合証明書、評価書等を活用すること。
- ② 建築確認日が昭和56年5月31日以前の場合は、別途、耐震評価基準等に適合すること。
(建築確認日が確認できない場合は、「新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前」とします。)

【中古住宅（一戸建て等）】(木造住宅を除く)

別表5 業務料金

(戸当り/円)税込

| | 活用あり | 活用なし |
|--|--------|--------|
| フラット35及び財形住宅融資 (リ・ユース住宅、リ・ユースプラス住宅) | 48,600 | 59,400 |
| フラット35S(優良な住宅基準) | | |
| フラット35S(中古タイプ基準) | | |
| フラット35S(特に優良な住宅基準) | 59,400 | 別途見積 |

(注記) 上記以外の場合、別途見積となります。

【中古住宅（マンション）】

別表6 業務料金

(戸当り/円)税込

| | 活用あり | 活用なし |
|--|--------|--------|
| フラット35及び財形住宅融資 (リ・ユースマンション、リ・ユースプラスマンション) | 48,600 | 59,400 |
| フラット35S(優良な住宅基準) | | |
| フラット35S(中古タイプ基準) | | |
| フラット35S(特に優良な住宅基準) | 59,400 | 別途見積 |

(注記) 上記以外の場合、別途見積となります。

【中古住宅（マンション）】

別表7 業務料金

(戸当り/円)税込

| | 活用あり | 活用なし |
|----------------------|--------|--------|
| フラット35・35S(リフォーム一体型) | 54,000 | 64,800 |

(注記) 上記料金は、リフォーム実施の確認及びフラット35、35S(中古住宅)技術基準への適合確認料金です。上記以外の物件売買時の事前確認及びリフォーム工事着工前のリフォーム計画の確認を伴う場合等は、別途見積となります。

中古住宅【フラット35リノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業)】

【中古住宅(マンション)】

別表8 業務料金

M:戸数(単位:円/税込)

| | ①事前確認 | ②リフォーム 工事計画の確認 | ③適合証明検査 (リフォーム工事後) |
|----------------|--------|-------------------|-----------------------|
| フラット35S | 43,200 | 32,400 | 43,200 |
| 断熱等性能等級審査 | | 1,080 * M | / |
| 一次エネルギー消費量等級審査 | | 2,160 * M | |

(注記) 旧耐震物件で耐震評価を行う場合やその他の基準(耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性)で申請の場合は、別途見積となります。

又、一戸建て等(木造住宅を除く)の場合も別途見積となります。

別表9 出張旅費

(検査員1名につき/税込)

| 地域 | | 出張旅費(円) | |
|--------|---------------------|---------|--------|
| 地域区分 | ユーイック所在地からの距離:D(km) | 出張費 | 交通費 |
| 地域 : A | $D \leq 15$ | 0 | 0 |
| 地域 : B | $15 < D \leq 30$ | 0 | 0 |
| 地域 : C | $30 < D \leq 50$ | 0 | 0 |
| 地域 : D | $50 < D \leq 100$ | 0 | 5,400 |
| 地域 : E | $100 < D \leq 200$ | 5,400 | 15,120 |
| 地域 : F | $200 < D \leq 500$ | 5,400 | 23,760 |
| 地域 : G | $500 < D \leq 750$ | 5,400 | 34,560 |
| 地域 : H | 札幌、福岡、同等の距離 | 5,400 | 64,800 |
| 地域 : I | 沖縄、同等の距離 | 5,400 | 75,600 |

(注記) 地域E~Iの遠距離で宿泊を必要とする場合は、別途、宿泊費を加算します。